

品企財発第1号
令和5年4月1日

各部局長 様

品川区副区長

和 氣 正 典
桑 村 正 敏

令和5年度予算の執行について（依命通達）

新型コロナウイルス感染症は、5月8日より感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類とされることから、行動制限などの制約が解消されることとなり、社会経済活動はポストコロナ期へ移行することとなる。

一方で、昨年2月から始まったロシアによるウクライナ侵攻は現在も継続しており、エネルギー供給不安など供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響など、現在も世界経済に大きな影響を及ぼしている。

我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告では、景気は一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直していると基調判断を示している。大企業では賃上げの動きが見られるが、区内中小企業へどのような影響を及ぼすかについて注意を払っていかなければならない。

2月末に公表された厚生労働省の人口動態速報によると令和4年の全国出生数は、前年比マイナス5.1%となり、国の想定よりも8年早く統計開始初めて80万人を下回ることとなった。コロナ禍が3年あまり続いた社会に対し、若い世代が将来に希望を持ちにくいことを示している表れではないか。このまま少子化が続けば、経済活動を衰退させるばかりではなく、社会全体の活力が失われることとなる。

区政の基盤となる品川区の住民基本台帳人口は、令和2年8月をピークに新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともにやや減少したが、令和4年3月以降回復傾向がみられる。前年と比べ生産年齢人口は、やや増加の傾向にあり、今後の人口動態を注視する必要がある。

このように、新型コロナ感染症への対応、エネルギー価格の高騰に伴う物価高、人口減少など、まさに激動する時代の只中にある今だからこそ、「新時代のしながわ」を力強く切り拓くべく、「区民の幸福（しあわせ）」、すなわちウェルビーイングの視点から、組織の力を結集し、区政を新たなステージへ押し上げるべく積極果敢に挑戦していかなければならない。

令和5年度予算は、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を区民とともに創ることを目指すスタートとなる。こうした社会の実現に向け、「一人ひとりをささえ、伸ばす 子育て・教育で選ばれる しながわ」、「高齢者も障がいのある方も 誰もが安心を実感できる しながわ」、「歴史と伝統を未来へつなぐまちづくり 経済と環境が両立するSDGs しながわ」、「区民とともに進める 新時代のしながわ」の4つの重点政策を推進していく。

各事業の実施にあたっては、大きな時代の転換期にあるという認識の下、行政の仕組み、仕事の進め方をも時代にあわせて変革していく必要がある。職員一人ひとりが幅広い視座と深い見識を持ちつつ、創意工夫を凝らす発想力、新たな価値を生み出す創造力、そして常に数歩先を見据えた戦略性を発揮していくことが求められる。

そして、前例にとらわれない柔軟な発想で、常に「区民の幸福（しあわせ）」とは何かを考えながら、スピード感を持って職務に取り組んでいく。職員一人ひとりがこうした意識を共有し、業務を遂行していくことが何より重要である。

よって各部局においては、

第一に、新型コロナウイルス感染症の「5類」移行後の新たなフェーズにおいて、新たな感染症の脅威に備えながら、積極的な事業展開を図ること。

第二に、社会情勢の変化を機敏に捉え、事業の執行段階においても変化に応じた効果的かつ効率的な施策の展開を図り、必要に応じて緊急的な補正予算の編成も視野に入れるなど、情勢の変化に即した機動的な対応を図ること。

第三に、4つの重点政策を積極的に推進するため、進行管理を徹底し早期の事業実施に向け取り組むこと。

第四に、今年度は、全事業について事務事業評価を実施し、事業内容、コストなどについて改めて総点検を行うことで、無駄を無くす取組を徹底すること。あわせて、「区民の幸福（しあわせ）」の視点から、真に必要な行政サービスに資源を振り向けること。

以上を踏まえ、下記事項に留意して令和5年度の予算執行にあたられたい。
この旨、命によって通達する。

記

第一 全般的事項

- 1 4つの重点政策を含めた各新規事業については、迅速かつ着実に実施すること。
- 2 予算執行については、予算事務規則、会計事務規則、契約事務規則等に基づき、適正に処理すること。
- 3 歳入は、予算計上額の確保が歳出予算執行の前提となることに留意すること。
 - (1) 前年度以上の収入額（率）を達成するよう努め、前年度同月比で低下しているものについては、原因等の分析を行い、適切な措置を講じること。
 - (2) 新規事業に対する国・都支出金については、積極的に情報収集を行い、対象となる歳入を確保すること。
- 4 歳出は、最少の経費で最大の効果をあげるため、次の点に留意すること。
 - (1) 行政評価を行うことから、新規事業・既存事業にかかわらず、事業に対する公費負担のあり方や費用対効果を検証し、無駄を無くす取組を徹底するとともに、より効果的かつ効率的な事業執行を行うこと。
 - (2) 新規事業については、関係各課および関係機関との情報交換や協議等を十分に行い、周到な事業計画を作成し、適時、進行管理を行いながら、早期着手、適正な執行に努めること。
 - (3) 予算執行は、議決予算（予算見積書の事業別予算の各節を指すもの）に即して適正に行うこと。なお、補正予算の計上が必要となる事業の事前執行は、厳に避けること。
 - (4) 不測の事態により緊急の対応が必要となった場合は、速やかに財政課と協議すること。
 - (5) 目的に応じてWEBサイトやSNSなど、デジタル媒体を積極的に活用し、SDGsの観点からも紙媒体の縮減に努めること。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染拡大に注意しつつ、

オンライン対応などを引き続き活用しながら、積極的な事業展開を検討すること。

- (7) 原油価格高騰等の影響により電気・ガスの価格が上昇していることから、区有施設における光熱水費の使用については、節電等の対策を徹底することにより、使用量の縮減に努めること。
- 5 会計管理室における資金繰りを円滑に進めていくため、特に次のことに留意すること。
 - (1) 国・都支出金は、関係機関との連絡を密にして、早期収納に努めること。
 - (2) 収支予定を綿密に積算し、収入日と執行日を明確にするとともに、収入に応じた支出を図るよう努めること。
- 6 新公会計制度の運用については、「品川区新公会計制度基本方針」に基づき適正な処理に努めること。
- 7 障害者活躍をさらに進めるため、各事業において印刷・封入等の軽作業が発生する場合は、「業務支援室」を積極的に活用すること。

第二 歳入について

- 1 特別区民税は、歳入の根幹であり、区財政に大きな影響を与えるものである。ついては、課税対象を的確に把握するとともに、負担の公平性の観点からも滞納整理を促進し、一層の徴収率向上に努めること。
- 2 各特別会計における保険料は、保険制度の基盤をなすものであるため、制度の趣旨普及等を通じて特段の徴収努力を行い、徴収率の向上に努め、一般会計による負担の縮減を図ること。
- 3 国・都支出金については、補助制度の創設、組替えなどの動向に注意を払い、積極的な活用を図るなど、一層の収入確保に努めること。
 - (1) 補助金等の申請にあたっては、事業計画を綿密に立て、早期に行うこと。
 - (2) 補助基準との単価差・対象差等により生じる区の超過負担の解消について、関係機関に積極的に働きかけること。
- 4 当初見込んでいた補助金・交付金等に減収のおそれがあるときは、速やかに財政課と協議し、支出抑制等の措置を講じること。
- 5 各施設使用料については、施設利用のPR等に努めるとともに、利用形態や納付方法等を見直し、増収を図ること。また、受益者負担の考えを踏

まえ、使用料の適正化について検討すること。

- 6 負担の公平を図るため、自己負担金、各種貸付金返還金、保育園保育料、区営・区民住宅使用料等の未納分・滞納分の徴収については、特段の努力をすること。
- 7 新たな寄附金収入については、速やかに予算化し、寄附者の意向を踏まえ執行すること。
- 8 基金の運用については、経済動向を踏まえ、安全性を最重要視するとともに、効率性も考慮すること。
- 9 各種団体が行っている助成制度やクラウドファンディング等の手法を積極的に活用し、税外収入の確保に努めること。

第三 歳出について

- 1 議決を要する契約締結（変更を含む。）を行う事業については、議案提出時期を含め経理課との緊密な調整を行うこと。なお、翌年度への予算の繰越しが発生するおそれがある場合は、速やかに財政課へ報告し、関係機関との調整を図ること。
- 2 地域経済対策の観点から、工事の発注や物品購入等については、区内業者への受注機会の確保に努めること。
- 3 債務負担行為を設定している事業については、工事出来高等の状況に注意を払い、債務負担行為の変更・追加が見込まれる場合には、速やかに財政課へ協議すること。
- 4 委託等の業務全般については、仕様内容が適正なものであるかを必ず確認し、改めて、真に職員が実施すべき企画立案などのコア業務と、委託するのがふさわしい業務とを精査のうえ不断の見直しを行い、必要最小限のものとする。また、こうした見直しの成果を次年度予算編成過程に適切に反映すべく、各部局において、委託業務のあり方についての再検証を行うこと。
- 5 事業の進捗に大きな影響を与える各種の調査・設計委託等については、翌年度の予算編成に支障が生じないように関係各課と十分な調整を図り、計画的に進めること。
- 6 脱炭素社会の実現に向け改訂した品川区環境基本計画および職員環境行動計画に基づき、これまで以上に環境負荷の軽減を図ること。
- 7 各種啓発物品等の作製・購入にあたっては、費用対効果など必要性を精

査し、効果的な執行に努めること。

- 8 情報システムに係る経費については、情報システム調達ガイドラインに基づき標準化および効率化を図り、適正な調達プロセスを経ること。
- 9 番号制度の運用については、「品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針」に基づき、個人番号カードの独自利用を検討すること。

第四 予算執行計画について

各部局の長は、経営的視点に立ち、自主的な判断と責任により着実な事業執行を図ることを目標に、予算事務規則第14条に基づき、予算執行計画を策定すること。また、やむを得ず計画を変更する場合は最小限にとどめること。

第五 執行手続について

1 予算流用について

予算の執行上やむを得ない事由がある場合は、一定の範囲内において各部局の長の権限で流用を行えるものとするが、事前に財政課と調整すること。

2 執行委任について

執行委任は、委任する側と受任する側との間で綿密な意思の疎通を図り、適切な時期を考慮して行うこと。

3 不用額の処理について

予算執行につき生じた差額（見積差、契約落差等）は、その要因を明確に区分し、減額補正または決算上の不用額とすること。

4 進行管理について

施策の目的が効果的・効率的に達成できるよう、執行状況を的確に把握し、執行実績の客観的な分析・評価を行うこと。

- (1) 予算執行は、執行計画において、事業別・四半期ごとに定めた執行計画額の範囲内で行い、予算を超過しないよう厳に注意すること。
- (2) 予算執行にあたり、次の事項については別途企画部長より通知する。
 - ① 区長報告案件
 - ② 進行管理対象事業
 - ③ 企画課・財政課協議事業
 - ④ パブリックコメント対象事業

- (3) 予算事務規則第24条第2項に基づく収支状況報告および実績報告は、次のとおり行うこと。
- ① 収支状況報告は、各四半期の執行計画における執行率が80%未満の事業について、各四半期終了後15日以内に執行残額説明書を財政課に提出して行うこと。また、同説明書指示事項欄には、各部局の長の指示を必ず記入すること。
 - ② 「特に区長が指定する事業」に係る実績報告は、前号①区長報告案件②進行管理対象事業の報告をもって充てる。

第六 その他

1 監査結果における注意事項

定期監査において、例年指摘されている支払遅延や契約手続の不備等が生じないように、予算の執行にあたっては、関係法令等に特段の注意を払うこと。

2 公共施設等の整備・管理計画について

「品川区公共施設等総合計画」に基づき、各施設の維持管理にかかる経費について適切に把握し、より効率的な運営に努めるとともに、施設の複合化や集約化、民間活力の導入について積極的な検討を行うこと。

3 令和6年度予算編成に向けて

「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現ならびに、SDGsの「経済」「環境」「社会」など幅広い分野における目標達成に向け、新たな施策を年度当初より積極的に検討すること。「区民の幸福（しあわせ）」、すなわちウェルビーイングの視点を基軸に据え、従来の発想を打ち破る新規施策の立案、既存施策の再構築を積極的に行い、各部局において積極的な事業提案を行うこと。

なお、検討にあたっては、令和5年度より実施する行政評価を踏まえ、各事業や政策の不断の検証や見直し・改善を行うこと。

4 条例制定等における注意事項

条例の制定・改廃にあたっては、事前に企画課および総務課に協議すること。

5 インボイス対応について

本年10月1日から開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、適切に対応できるよう準備を進めること。